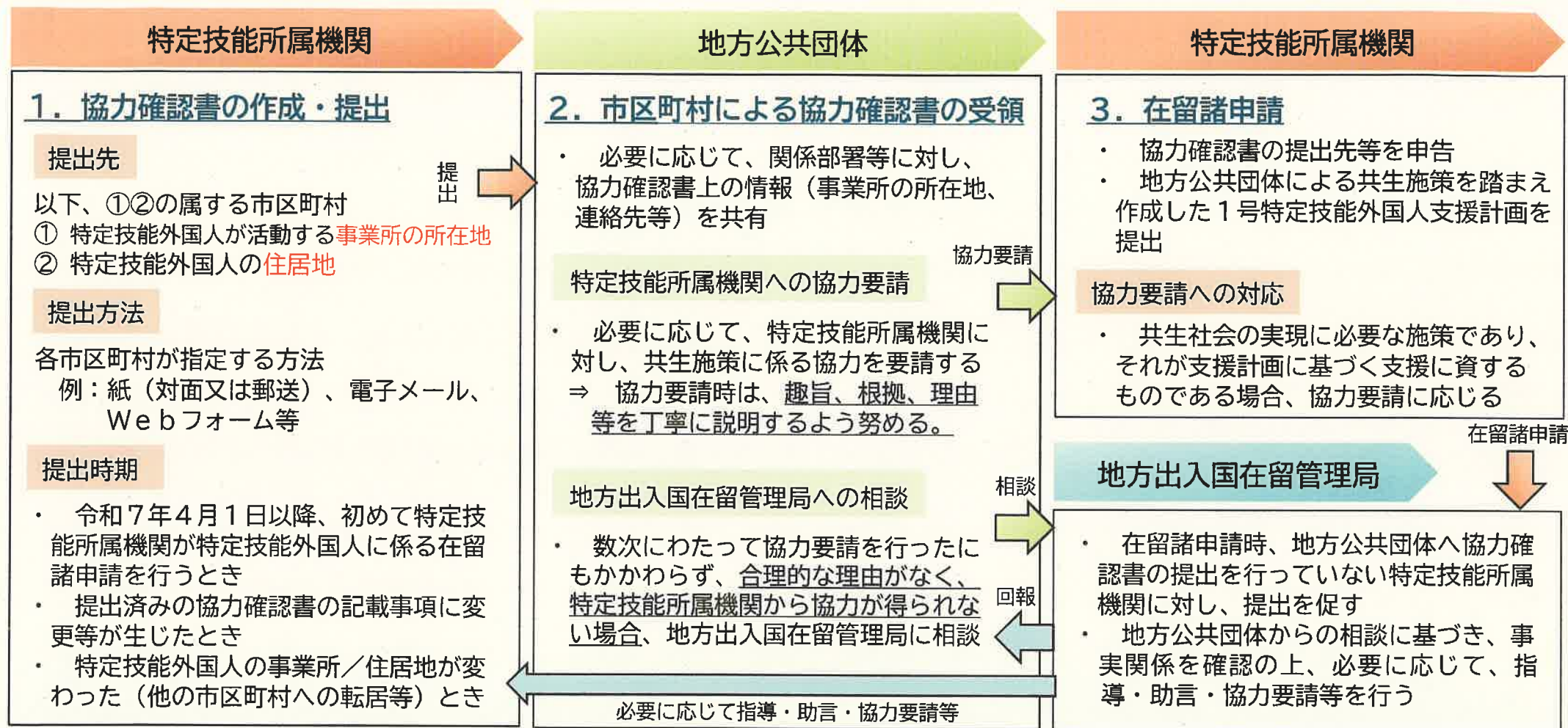


協力要請の流れ



▶ 協力確認書の運用

- 協力確認書は、基本的に一度、地方公共団体に提出すれば足り、その後、特定技能所属機関が別の特定技能外国人を雇用する場合や、再度在留諸申請を行う場合、転職・転出時、及び帰国時には再提出を要さない。

▶ 協力要請の具体例

- 本件の趣旨を踏まえた協力要請の例
 - ・ 条例等の法的根拠があるもの
 - ・ アンケート調査、ヒアリング等への協力
 - ・ 各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等

▶ 相談時の留意事項

- 地方出入国在留管理局への相談※は、地方公共団体から特定技能所属機関に対して十分に説明し、かつ数次にわたって協力要請を行ったにもかかわらず、合理的な理由がなく、協力要請に応じない場合に限る
- 地方出入国在留管理局への相談は、文書で行う
※事業所の所在地が属する地方出入国在留管理局